

第10章 各主体の役割と推進体制

第1節 各主体の役割

本計画に定める温室効果ガス排出量の削減目標を達成し、宮城の将来像を実現していくためには、県、市町村、民間団体、教育研究機関などが、相互に連携・協働しつつ、それぞれに期待される役割を發揮して温暖化防止対策に取り組むとともに、県民・事業者が「地球市民」として参加・行動することが重要です。

1 県の役割

(1) 計画の推進主体

- 県は、本計画に定めた将来像や温室効果ガス排出削減目標の達成について、責任を有する立場にあります。
- したがって、県は、本計画の実施状況を常に的確に把握するとともに、施策の効果を評価し、効果が高い施策を発展的に推進したり、効果が低い施策の要因を分析するほか、宮城県ならではの課題を掘り下げて分析するなどし、必要に応じて施策を再検討するなど、適切な進捗管理を行いながら、将来像や目標達成に向けて、施策を推進していきます。
- また、計画の実施状況の結果を公表し、県民、事業者等、県内の全ての主体と共有するとともに、県民、事業者等の取組を支援していきます。

(2) 率先行動

- 「宮城県環境保全率先実行計画」に基づき、自らの事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減や吸収作用の保全及び強化に率先して努めるとともに、その取組を公表し、県民・事業者の取組を促します。また、率先した取組の一環で、グリーン購入促進条例に基づき、グリーン購入を積極的に推進します。

(3) 県内市町村との連携

- さらに、県内の市町村における優良な取組事例を収集するとともに市町村と共有し、優良事例の他の市町村への波及に取り組むとともに、市町村が行う地方公共団体実行計画（事務事業編及び区域施策編）の策定・改訂や同計画に基づく取組に対し、技術的な助言や人材育成・研修会開催等の支援の措置を積極的に講じます。

(4) インターフェースとしての取組

- 地球温暖化の課題に対して、地域社会のあらゆる分野からの包括的な取組が進むことを目指し、多様な主体の協働による取組を促進するためのネットワークの構築を支援します。
- また、地球温暖化の問題は、私たちの日常の生活スタイルに直結したものであり、県民一人ひとりが「地球市民」として行動することが極めて重要であることに鑑み、地球温暖化の問題と県民とをしっかりと「つなぐ」広報活動や環境教育活動を展開していきます。
- 加えて、環境産業振興の観点で、個別の市町村や事業者のみでは実施が困難な広域的な取組や高度な技術開発などについて、県が産業、行政、大学等の研究機関の間の調整・仲介役となり、連携した取組を進めます。また、環境関連ものづくり産業の振興などにおいては、原料の搬出側から運搬・加工、資源・エネルギー化に至る様々な産業種の企業の間立ち、連携を図るなど、インターフェースとしての役割を發揮していきます。

2 県と共に計画を推進する主体の役割

(1) 市町村の役割

- 地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定し、一事業者として、また、自治体として、自らの率先的な温暖化対策の実施が求められます。
- また、市町村には、地域資源が循環する地域をつくる役割が期待されます。
- 例えば、都市部については、住居と様々な都市機能との近接化を図るとともに、エネルギーが効率的に利用されるまちづくりを実現し、農山漁村については、その存在を維持するとともに、地域資源が雇用や経済の循環を生むような仕組みづくりを実現していくことが求められます。
- さらに、これらの着実な実施のほか、地域の社会的・自然的条件などの実情を踏まえながら、地域で抱える多様な課題解決と地球温暖化対策とを併せた低炭素な持続可能な社会づくりを推進していくため、地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定し、これに基づき、取組を進めていくことが重要です。

(2) 民間団体の役割

- 地球温暖化防止活動を組織的に行っている団体は、地球温暖化対策に関する専門的な知識や経験を豊富に有していることから、その専門的な知識、経験、技術などを生かして、県民や事業者の取組をリードするとともに、県・市町村や教育研究機関と連携・協働して、積極的に、本計画の推進に協力することが期待されます。また、相手方の状況に応じた情報を的確に発信することにより、県民や事業者それぞれの主体的な取組を促すことが期待されます。
- なかでも、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性について普及啓発するとともに、各主体における地球温暖化対策の推進に協力することが求められます。

(3) 教育研究機関の役割

- 小学校及び中学校をはじめとした教育機関には、子どもの発達段階に応じた環境教育を積極的に推進することが求められます。
- 大学等の教育研究機関には、低炭素な持続可能な社会づくりに向けて、現況やニーズに応じて革新的技術の開発を進めるとともに、その担い手となる人材を育成するなど、革新的技術の開発、研究、普及などに貢献することが期待されます。
- 教育研究機関には、県民、事業者及び民間団体等が、自主的に環境学習ができるよう、資機材やネットワーク等の基盤を整備するなど、地域の環境活動に対する支援も期待されます。

3 県民・事業者への期待

県としては、本計画に基づく地球温暖化対策の取組を推進するに当たって、次のとおり、県民・事業者に期待しています。

なお、県民・事業者がこうした役割を果たすための「場づくり」を支援するなど、それぞれが取り組みやすいよう支援していきます。

(1) 県民への期待

- 今一度、自然との良好な関係を取り戻し、「地球の一員として」生きるためのライフスタイルへの転換が求められています。
- 大事なことは、日々の暮らしの中で、それぞれが取り組めるところから始める省エネ行動です。電気やガスなどのエネルギー消費量の見直し、省エネ家電への買い換え、住宅の低炭素化、打ち水や緑のカーテンなどの自然の利用、薪など地域にあるエネルギーの活用、公共交通機関や自転車の利用など、身近な省エネ行動の一つひとつの積み重ねが、ライフスタイルの転換をもたらします。
- そして、こうした省エネ行動を次世代にも継承し、持続可能な社会の土台となる人々の暮らしを作っていくことが期待されます。

(2) 事業者への期待

- 事業者は、世界で脱炭素型の産業活動が求められていることを念頭に、産業発展の一方で、環境に配慮した企業経営や事業運営をしていくことが期待されます。
- そのため、自らの事業活動の場を省エネ化するほか、県民の省エネ行動を促進するための技術開発・製品化、廃棄物の減量などに努めることが期待されます。その際には、地域の活性化にも配慮するとともに、国内外に向けた先進的なビジネスモデルとなるような宮城県の地域特性を生かした取組にチャレンジすることも重要です。
- また、省エネ法をはじめとする地球温暖化対策に関する法令を遵守するとともに、自主的に温室効果ガス削減計画を策定し運用するなど、着実に効果的な地球温暖化対策に取り組むことが求められます。
- そして、事業者においても、環境と融合した事業活動を脈々と受け継いでいくことにより、持続可能な社会の形成に寄与することが期待されます。

第2節 計画の推進体制

1 地球温暖化対策を推進するための県の組織体制

地球温暖化対策を効果的に、かつ、確実に推進するためには、単独の部署による施策だけでなく、木質バイオマスの地域内循環をはじめ、複数の部署が連携して進めることが求められる施策も重要です。

また、今日の地球温暖化対策には、地球温暖化を抑制するための施策（緩和策）だけでなく、地球温暖化による被害を回避し、回復するための施策（適応策）も必要です。この適応策については、新たに取り組む施策のほか、従来の施策であっても、地球温暖化防止対策の観点から捉え直すと、適応策として発展させることができる施策もあります。

本計画を実効的に運用するためには、県の組織間で情報を共有し、共通の課題である地球温暖化対策に向けて総合的に取り組むことが不可欠です。環境政策担当部署が中心となりながらも、組織横断的に取り組んでいくこととします。

2 地球温暖化対策を推進するための県の連携体制

本計画の推進に当たっては、地球温暖化対策法第21条第4項の規定に基づき、県の都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ、本計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮します。

3 県と他の主体との連携体制

本計画の推進に当たっては、地域において様々な環境活動に取り組んでいるNPOやボランティアの力、地元企業の技術力、大学の研究蓄積をはじめ、地域社会が有する力を一層活かしながら、取組を推進していきます。

県では、2008（平成20）年6月に、県民、事業者、行政等が一体となって地球温暖化防止対策のための県民運動を進めることを目的として、「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議を設置しています。今後は、県民一人ひとりが、地球温暖化により生じている問題を自分事として捉え、具体的な行動につながるような働きかけをしていくことが一層重要であるとの認識の下、NPO・企業・各種団体等の参画を得ながら、活動の機動力を向上させるとともに、より実効性のある事業を推進していきます。

図 10.1 計画の推進体制イメージ

